

## 全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会参加費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会参加費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、障害者福祉の向上及び障害者の社会参加の促進を図るため、全国障害者スポーツ大会の団体競技（オープン競技を含む。）に出場する中四国ブロック代表チームを決定するため、県外で開催される全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会に参加する団体競技チーム（以下「補助事業者」という。）に対し、その参加経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象競技、補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象競技、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助金額の増額をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (6) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (7) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項

#### （補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条の補助金交付申請書を受理した時は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該補助事業者に書面により通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

#### （補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### （概算払）

第8条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了した日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された

補助金については、第5条第4号及び第7号並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月26日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。